令和８年度　いじめ防止基本方針

Ⅰ はじめに
Ⅱ 本校のいじめ問題に対する基本姿勢
Ⅲ いじめの定義
Ⅳ 組織
Ⅴ いじめの未然防止
Ⅵ いじめの早期発見
Ⅶ いじめの対応
Ⅷ 重大事態への対応
Ⅸ 研修
Ⅹ ＰＤＣＡサイクル

さいたま市立いろどり学園小学部・中学部

令和８年度 さいたま市立いろどり学園小学部・中学部いじめ防止基本方針

Ⅰ はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「自分もみんなも大切にする子ども　得意や強みを生かして挑戦する子ども　自ら考え、主体的に学び続ける子ども」を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立いろどり学園小学部・中学部いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

Ⅱ 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

１　すべての教職員、児童生徒及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。

２　いじめを受けた児童生徒の早期発見に努め、いじめを受けた児童生徒を最後まで守り抜く。教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告し、組織的な対応につなげ、特定の教職員が抱え込まず、学校が一丸となって対応する。

３　日々の授業を充実するとともに、生命尊重「いのちの支え合い」や教師自らの体験を語ることなどを通して、「希望をはぐくむ教育」を推進する。

４　児童生徒一人ひとりの自己存在感を高め、児童生徒と児童生徒、児童生徒と教職員の間に、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。

５　いじめの早期解決に向けて、学校が組織的・機動的に対応するとともに、保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。

６　いじめを行った児童生徒に対し、成長支援の観点に立ち毅然とした態度で指導するとともに、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や専門機関との連携を図る。

７　教育活動全体を通じて、特別支援教育・国際教育・人権教育の充実を図り、指導を組織的に行う。

Ⅲ いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第２条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一 定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているも のをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを適正に判断

する。 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の２つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること。 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるも のを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅳ 組織

１ いじめ対策委員会（**「いじめ防止対策推進法」第２２条**）

（１） 目的　学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

（２） 構成員　校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー

※ 必要に応じて、保護者サポーターズリーダー、警察関係者、心理士、医師、弁護士、個別、サポート指導員等、構成員以外の関係者を招集できる。

（３） 開 催

① 定例会 年間２回（６月 １２月）学校運営協議会の中で実施する。

② 校内委員会 毎月１回(生徒指導部会と兼ねて開催)

③ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

（４） 役 割

いじめ対策委員会は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

① 未然防止 いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

② 早期発見・事案対処

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有を行う。

・情報があった時には緊急会議を開催するなど、迅速な共有及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③ いじめ防止基本方針に基づく取組

・いろどり学園小学部・中学部いじめ防止プログラムの実行、検証、修正を行う。

・年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

・いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、見直しを行う。（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む）

２ 子どもいじめ対策委員会

（１）目 的　　いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的 に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団、いじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

（２）構成員　いろどり学園盛り上げ隊

（３）開 催　　各学期１回程度

（４）内 容　・仲間意識を高める児童会活動、生徒会活動の企画・立案・実施。

・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施。

・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進するため、キャンパス間をつないだオンラインでの話し合いを開催。

Ⅴ いじめの未然防止

１ 道徳教育の充実

学習指導要領総則第１教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

（１）教育活動全体を通して ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

・道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

（２）道徳の時間を通して

・「いじめ撲滅強化月間」（６月)に、「内容項目Ｂ 主として他の人との関わりに関すること」を取り上げて指導する。

・「非行防止強化月間」（７月）に、「内容項目Ｃ 主として生命や自然、崇高なものとしての関わりに関すること」を取り上げて指導する。

２ 「いじめ撲滅強化月間」（６月）の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童生徒の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

・「いじめ撲滅」啓発用ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学キャンパススローガンづくり
・児童会、生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
・心を潤す４つの言葉推進運動
・校長等による講話
・「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」や「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けたキャンパス担当等による指導
・学校だよりやホームページ、スクリレ等による家庭や地域への啓発活動

３ 「人間関係プログラム」を通して

（１）「人間関係プログラム」の授業を通して

・「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

（２）直接体験の場や機会を通して

・教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

（３）「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

・「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、キャンパス担当を中心に児童生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくり に努める。

４ 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

（１）児童生徒が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを 踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

（２）授業の実施（１２月末までに実施）

・小学部　１年「困ったときは言ってみよう」
・小学部　２年「困っている友達の力になろう」
・小学部　３年「いやな気持ちを伝えよう」
・小学部　４年「友達の助けになろう」
・小学部　５年「悩みと上手につき合おう」

・小学部　６年「友達のよい相談相手になろう」
・中学部　１年「ストレスを上手に発散しよう」
・中学部　２年「心だって風邪をひく」
・中学部　３年「自分の将来に自信をもって」「なりたい自分になるために」

５ メディアリテラシー教育を通して 「スマホ・タブレット安全教室」を実施し、児童生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく スマートフォンやインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

・第５学年 「スマホ・タブレットの正しい使い方を知ろう」

６ 保護者との連携を通して

（１） いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

（２） 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

（３） 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

１ 日頃の児童生徒の観察

（１）朝の健康観察 児童生徒一人ひとりの目を見て、表情や声の調子を確認しながら行う。

（２）授業への参加態度・表情・発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、キャンパス全体の児童生徒の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。

（３）休み時間、昼食・清掃時間等 孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童生徒の様子を注視する。 －ささいな変化を見逃さない－

○ 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。
○ ボール運動の時、パスがまわってこない。
○ 実験道具等を一人で片付けている。
○ ミシン等の道具の順番がなかなかまわってこない。
○ 昼食の時、机が離されている。
○ 特に用事がないのに、職員室や保健室によく来る。
○ 他の児童生徒より早く登校する。
○ 遅刻や欠席が多くなる。
○ うつむきがちで視線を合わせようとしない。
○ 物を隠される。
○ 教科書等に落書きされる。

２　「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

（１）アンケートの実施 年間３回(４月、９月、１月) ※必要に応じて随時実施

（２）アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。

（３）アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童生徒と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図り、記録を取り保存する。

３　「いじめに係る状況調査」の報告

（１）いじめに関する簡易アンケートの機会を捉えて実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

（２）いじめを認知した時は、教育委員会に速やかに報告するとともに、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

４ 教育相談週間（日）の実施

教育相談週間及び教育相談日を設定し、相談できる体制を整える。

（１）教育相談週間 （１学期と２学期に個人面談を行う。）

・全児童生徒を対象に担任が面談を実施する。

（２）教育相談日 原則毎月第２水曜日に設定し、保護者の要望に応じて実施する。

※教育相談週間及び教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを保護者会等で周知する。

５ 地域からの情報収集

・青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

○ 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。

○ 教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。

○ 教務主任は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。

○ キャンパス担当の教職員は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童生徒や通報児童生徒の安全を確保するとともに、いじめた児童生徒の指導を行う。

〇キャンパス長は、当該児童生徒の情報収集を行う。また、必要に応じて、キャンパス担当の教職員とともにいじめを受けた児童生徒や通報児童生徒の安全を確保するとともに、いじめた児童生徒の指導を行う。

〇 生徒指導主任は、児童生徒の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い情報伝達シート」や「いじめ通報受理票」の周知・集約・情報の共有を行う。

〇 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。

〇 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

〇 養護教諭は、いじめを受けた児童生徒に寄り添い、カウンセリング等を行う。

〇 スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童生徒等へのカウンセリングを行う。

〇 さわやか相談員は、養護教諭等とともに児童生徒に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

〇 保護者は、家庭において児童生徒の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童生徒の安全を確保する。

〇 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

〇 教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会にその情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員が情報を抱え込み、組織に報告 を行わないことは法の規定に違反する。

① いじめへの対処について 基本姿勢として「いじめの再発につながるかどうか」で考える。

・被害児童生徒と加害児童生徒との間に物理的距離（座席、並び順、下駄箱等）をとる。被害児童生徒、被害児童生徒保護者と加害児童生徒、加害児童生徒保護者の同意があれば、別室での学習も可とする。

・オンライン授業の実施、別室での学習を実施するなど被害児童生徒、加害児童生徒の学習権は保証する。

・登下校中、休み時間にいじめが起こりうる場合は指導と支援をする。

・掲示物に関しては、フラッシュバックが起こらない限り、問題なしとする。

・教育委員会と連携し、スクールアシスタントの追加配置、加害児童生徒には学校生活指導員を配置、被害児童生徒には個別サポート指導員の配置をしていく。

・いじめの対応に対する限界については、教育委員会、スクールロイヤー、各関係機関の専門的な立 場からの意見をもとに判断し、いじめの解消及び適切な教育指導等を行う。

② いじめ認知の解消について ・被害児童生徒、被害児童生徒保護者の双方の合意が必要となる。いじめの実態がなくとも被害児童生徒や被害児童生徒保護者が「行為は無いが、傷付き病んでいる」とした場合は、いじめを解消する必要はない。

③ いじめの公表について ・いじめ重大事態に入った場合、保護者に学校調査報告書を提示する。その際に、いじめを公表するかどうか検討する。基本的に、いじめは当事者間のことなので、公表はしない。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

○ 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」、「いじめの 重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を確実に行う。

○ 重大事態について

ア）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- 年間３０日を目安とする。
- 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。

ア）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

○ 学校は「児童の心のサポート手引きいじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断 ＜学校を調査主体とした場合＞

１ 校長は、直ちに教育委員会に報告する。

２ 校長は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を 母体とした）を設置する。

３ 校長は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

４ 校長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

５ 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。

６ 校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

１ 校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

１ 職員会議

・学校いじめ防止基本方針の周知徹底

・いじめに係る情報交換

・取組アンケートの実施、結果の検証

２ 校内研修

・指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る 授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律等

・児童理解に係る研修・・・生徒指導、教育相談、特別支援教育等 ・情報モラルや「ネットいじめ」等に係る研修

研修の開催時期（予定）

６月 教育相談・特別支援に係る研修

８月 道徳研修会

８月 いじめ問題に係る生徒指導事例研修

８月 人権教育に係る研修

８月 教育相談に係る研修

８月 生徒指導に係る伝達研修

Ⅹ ＰＤＣＡサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、いじめ基本方針が、学校の実情に即して機能しているか を、ＰＤＣＡサイクルで点検・改善する。 いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、取組の達成状況を評価 する。その結果を踏まえ、取組の改善を図る。